

## 1. いじめの防止等に関する基本的な考え方

○いじめを受けた児童生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはならない。児童生徒にいじめにつながるような不適切な方法で人間関係の問題等に対応しようとするいじめの芽が生じ、いじめに向かうことのないよう、いじめの未然防止に努める。また、発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消する。

○児童生徒が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかりと持って、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

### (1) いじめの定義

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。

※いじめを受けた児童生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。

### (2) いじめの内容

具体的ないじめの態様として下記のものと考えられる。

○冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

○仲間はずれ、集団による無視をされる

○軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

○ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

○金品をたかられる

○金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

○嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

○パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

## 2. 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

### (1) 生徒指導委員会

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学級担任、スクールカウンセラー等からなる、いじめ防止等の対策のための生徒指導委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

### (2) 職員間での情報交換及び共通理解

月に一度、全教職員で配慮を要する生徒について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

## 3. いじめ未然防止のための取り組み（※年間指導計画は別表）

### (1) 学級経営の充実

○教育相談（年2回）の時間や事前アンケート、Hyper-QU検査等を活用し、生徒の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

○分かる・できる授業の実践に努め、生徒一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

### (2) 道徳教育の充実

○道徳の授業を通して、生徒の自己肯定感を高める。

○全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

### (3) 相談体制の整備

○Hyper-QU検査結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、職員研修で共通理解を図る。

○教育相談実施前の事前アンケート終了後に学級担任により教育相談を行い、生徒一人一人の理解に努める。

○スクールカウンセラーや支援員と関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。

### (4) 異年齢集団による活動の実施

○縦割り班活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

### (5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

○全校生徒のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、生徒にモラル教育をするなどして迅速に対応する。

### (6) 学校相互間の連携協力体制の整備

○小学校等と情報交換や交流学习を行う。

## 4. いじめ早期発見のための取り組み（※年間指導計画は別表）

### (1) 保護者や地域、関係機関との連携

生徒、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、教育委員会、町保健センター、町生徒指導連絡協議会、小学校や児童相談所などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

## (2) ノート・日記指導

休み時間や放課後の課外活動及び部活動の中で生徒の様子に目を配ったり、個人ノートや日記、学級日誌などから交友関係や悩みを把握したりする。

## 5. いじめに対する早期対応

- (1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、生徒指導委員会を開き、対応を協議する。
- (3) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (4) いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- (5) 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (6) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

## 6. いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている場合とする。

- ①いじめに係る行為が止んでいること。(3ヶ月を目安)
- ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

## 7. 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義

○いじめにより生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

※生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いとは、自殺を企図、身体に重大な障害、金品等に重大な被害、精神性の疾患発症等をさす

○いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席する(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

○生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合  
（「いじめ防止対策推進法」より）

（2）重大事態への対処

○重大事態が発生した旨を、町教育委員会に速やかに報告する。

○教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

○上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係  
諸機関との連携を適切にとる。

○上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他  
の必要な情報を適切に提供する。

※留意点…被害生徒、保護者の意向を十分に把握すること

<別表> いじめ対策年間指導計画（指導等の内容）

	教職員の活動	生徒の活動	保護者への活動
4月	○いじめ防止基本方針についての検討【生徒指導委員会】 ○いじめ対策に関わる共通理解 ○生徒に関わる情報交換【職員会議】	○学級開き、学級ルール作り【学級活動】	○いじめ対策についての説明・啓発【参観日・懇談会】 ○保護者との譲歩共有【家庭訪問】
5月	○Hyper-QU検査 ○生徒に対する情報交換【職員会議】	○行事を通じた人間関係づくり【修学旅行、体育大会】 ○いじめアンケート ○教育相談事前アンケート	
6月	○Hyper-QU検査結果を踏まえた考察と対応策の共有 ○教育相談① ○生徒に対する情報交換【職員会議】	○行事を通じた人間関係づくり【宿泊学習、見学旅行、廃品回収】	
7月	○妹背牛町生徒指導連絡協議会の開催① ○生徒に対する情報交換【職員会議】	○行事を通じた人間関係づくり【歌声交流会】	○保護者との情報交換【参観日、懇談会】
8月	○生徒に対する情報交換【職員会議】		
9月	○生徒に対する情報交換【職員会議】	○行事を通じた人間関係づくり【学校祭】	
10月	○生徒に対する情報交換【職員会議】	○各学級、学年前期の活動反省 ○行事を通じた人間関係づくり【職場体験】 ○いじめアンケート ○教育相談事前アンケート	○保護者との情報交換【参観日】
11月	○妹背牛町生徒指導連絡協議会の開催② ○教育相談② ○学校評価アンケート【保護者、生徒、教職員】 ○生徒に対する情報交換	○行事を通じた人間関係づくり【小中合唱交流会、小中いじめ撲滅スローガン作成、仲間づくり集会】 ○学校評価の実施	○学校評価の実施
12月	○三者懇談 ○生徒に対する情報交換【職員会議】	○生徒会、いじめ撲滅運動【各学年スローガン発表】（全校集会）	○保護者との情報交換【三者懇談、参観日、学年懇談】
1月	○生徒に関する情報交換【職員会議】		
2月	○生徒に関する情報交換【職員会議】		○保護者との情報交換【参観日、学年懇談】
3月	妹背牛町生徒指導連絡協議会 ○生徒に関する情報交換【職員会議】	○各学級、学年の後期1年間の活動反省	○保護者との情報交換【参観日、学年懇談】